

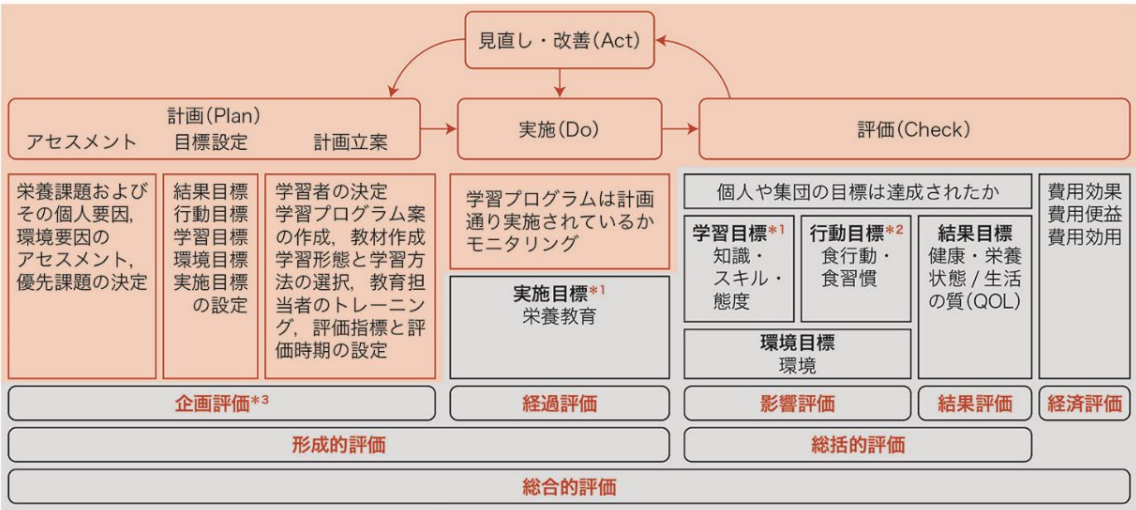
## サポート情報

### 『健康・栄養科学シリーズ 栄養教育論』（改訂第5版第1刷）

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

(第1刷：2021年3月25日発行)

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
106	下から5 行目	〔文を追加〕	<u>なお、プログラムによっては栄養教育プログラム期間中に達成しうる最終目標として、結果目標を設定できないこともある。この場合には、行動目標をプログラムの最終目標として設定する。</u>

頁	該当箇所	訂正前	
137	図 8-1	〔差し替え〕	 <p style="text-align: center;"><b>図 8-1 栄養教育マネジメントにおける目標と評価の関係</b></p> <p>■ 栄養教育のマネジメント, □ 目標と評価について</p> <p>*1 「学習者の知識」等は学習目標に対する評価指標（影響評価）になる。一方、「指導内容に対する理解度」等は、実施目標に対する評価指標（経過評価）となる。</p> <p>*2 プログラムによっては、食行動や食習慣などの望ましい食生活への変容（行動目標）が、プログラムの最終目標になる。</p> <p>*3 企画評価は、栄養教育の計画が適切に立てられたかを評価する。企画評価に対応する目標はないが、経過評価で栄養教育に課題があった場合、企画評価も同時に実施する。</p> <p>[石川みどり:栄養教育のマネジメントサイクル。栄養教育—理論と実践, 武見ゆかり, 赤松利恵（編）, 医歯薬出版株式会社, p53, 2018を参考に筆者作成]</p>
139	上から 1 行目	〔改行して文を追 加〕	<p>なお、プログラムによっては最終的な目標として、結果目標を設定せず、行動目標をプログラムの最終目標にするこ とがある。その場合には、行動目標に対応する評価が最終的なプログラムの評価となる。</p>
150	上から 5 ～6 行目	妊娠期の母親の推奨 体重増加量が	<p>妊娠中の体重増加指導の目安が</p>

頁	該当箇所	訂正前	訂正後															
151	表 9-A-2	〔差し替え〕	<p style="text-align: center;"><b>表 9-A-2 妊娠中の体重増加指導の目安*</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>妊娠前の体格**</th> <th>BMI</th> <th>体重増加量指導の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低体重</td> <td>18.5 未満</td> <td>12～15 kg</td> </tr> <tr> <td>普通体重</td> <td>18.5 以上 25.0 未満</td> <td>10～13 kg</td> </tr> <tr> <td>肥満 (1 度)</td> <td>25.0 以上 30 未満</td> <td>7～10 kg</td> </tr> <tr> <td>肥満 (2 度以上)</td> <td>30 以上</td> <td>個別対応 (上限 5 kg までが目安)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「増加量を厳格に指導する根拠は必ずしも十分ではないと認識し、個人差を考慮したゆるやかな指導を心がける。」産婦人科診療ガイドライン編 2020 CQ 010 より</p> <p>** 体格分類は日本肥満学会の肥満度分類に準じた。 [厚生労働省:妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針, 2021 より引用]</p>	妊娠前の体格**	BMI	体重増加量指導の目安	低体重	18.5 未満	12～15 kg	普通体重	18.5 以上 25.0 未満	10～13 kg	肥満 (1 度)	25.0 以上 30 未満	7～10 kg	肥満 (2 度以上)	30 以上	個別対応 (上限 5 kg までが目安)
妊娠前の体格**	BMI	体重増加量指導の目安																
低体重	18.5 未満	12～15 kg																
普通体重	18.5 以上 25.0 未満	10～13 kg																
肥満 (1 度)	25.0 以上 30 未満	7～10 kg																
肥満 (2 度以上)	30 以上	個別対応 (上限 5 kg までが目安)																
152	上から 11～13 行目	「妊産婦のための食生活指針」(表 9-A-3) がある。妊産婦のための食生活指針(厚生労働省)では	「 <u>妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針</u> 」(表 9-A-3) がある。 <u>妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針</u> (厚生労働省)では															
152	上から 16～17 行目	妊娠中の体重増加の目安となる「推奨体重増加量」が記載されている	「 <u>妊娠中の体重増加指導の目安</u> 」が記載されている															

頁	該当箇所	訂正前	訂正後																											
153	図 9-A-4	〔差し替え〕	<div style="text-align: center;"> <h2>妊産婦のための食事バランスガイド</h2> <p>妊産前、妊産初期の1日分を基本に、妊産中期、妊産末期・授乳期の方は付加量をプラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月妊娠時</th> <th colspan="3">1日分付加量</th> </tr> <tr> <th>妊産初期</th> <th>妊産中期</th> <th>妊産末期・授乳期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食</td> <td>5~7 (5kcal)</td> <td>-</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>副菜</td> <td>5~6 (5kcal)</td> <td>-</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>主菜</td> <td>3~5 (5kcal)</td> <td>+1</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>2 (5kcal)</td> <td>-</td> <td>+1</td> </tr> <tr> <td>果物</td> <td>2 (5kcal)</td> <td>+1</td> <td>+1</td> </tr> </tbody> </table> <p>このイラストの料理例を組み合わせるとおおよそ2200kcal</p> <p>厚生労働省・農林水産省決定</p> <p>図 9-A-4 妊産婦のための食事バランスガイド</p> <p>[厚生労働省：妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針，2021より引用]</p> </div>	月妊娠時	1日分付加量			妊産初期	妊産中期	妊産末期・授乳期	主食	5~7 (5kcal)	-	+1	副菜	5~6 (5kcal)	-	+1	主菜	3~5 (5kcal)	+1	+1	牛乳・乳製品	2 (5kcal)	-	+1	果物	2 (5kcal)	+1	+1
月妊娠時	1日分付加量																													
	妊産初期	妊産中期	妊産末期・授乳期																											
主食	5~7 (5kcal)	-	+1																											
副菜	5~6 (5kcal)	-	+1																											
主菜	3~5 (5kcal)	+1	+1																											
牛乳・乳製品	2 (5kcal)	-	+1																											
果物	2 (5kcal)	+1	+1																											

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
153	表 9-A-3	〔差し替え〕	<p style="text-align: center;"><b>表 9-A-3 「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」の項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠前から、バランスのよい食事をしっかりとみましょう 若い女性では「やせ」の割合が高く、エネルギーや栄養素の摂取不足が心配されます。主食・主菜・副菜を組み合わせた食事がバランスのよい食事の目安となります。1日2回以上、主食・主菜・副菜の3つをそろえてしっかり食べられるよう、妊娠前から自分の食生活を見直し、健康なからだづくりを意識してみましょう。</li> <li>●「主食」を中心に、エネルギーをしっかりと 炭水化物の供給源であるごはんやパン、めん類などを主材料とする料理を主食といいます。妊娠中、授乳中には必要なエネルギーも増加するため、炭水化物の豊富な主食をしっかりと摂りましょう。</li> <li>●不足しがちなビタミン・ミネラルを、「副菜」でたっぷりと 各種ビタミン、ミネラルおよび食物繊維の供給源となる野菜、いも、豆類（大豆を除く）、きのこ、海藻などを主材料とする料理を副菜といいます。妊娠前から、野菜をたっぷり使った副菜でビタミン・ミネラルを摂る習慣を身につけましょう。</li> <li>●「主菜」を組み合わせるとたんぱく質を十分に たんぱく質は、からだの構成に必要な栄養素です。主要なたんぱく質の供給源の肉、魚、卵、大豆および大豆製品などを主材料とする料理を主菜といいます。多様な主菜を組み合わせると、たんぱく質を十分に摂取するようにしましょう。</li> <li>●乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分に 日本人女性のカルシウム摂取量は不足しがちであるため、妊娠前から乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを摂るよう心がけましょう。</li> <li>●妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量に 妊娠中の適切な体重増加は、健康な赤ちゃんの出産のために必要です。不足すると、早産やSGA（妊娠週数に対して赤ちゃんの体重が少ない状態）のリスクが高まります。不安な場合は医師に相談してください。日本産科婦人科学会が提示する「妊娠中の体重増加指導の目安」を参考に適切な体重増加量をチェックしてみましょう。</li> <li>●母乳育児も、バランスのよい食生活のなかで 授乳中に、特にたくさん食べなければならない食品はありません。逆に、お酒以外は、食べてはいけない食品はありません。必要な栄養素を摂取できるように、バランスよく、しっかり食事をとりましょう。</li> <li>●無理なくからだを動かしましょう 妊娠中に、ウォーキング、妊娠水泳、マタニティピクスなどの軽い運動をおこなっても赤ちゃんの発育に問題はありません。新しく運動を始める場合や体調に不安がある場合は、必ず医師に相談してください。</li> <li>●たばこやお酒の害から赤ちゃんを守りましょう 妊娠・授乳中の喫煙、受動喫煙、飲酒は、胎児や乳児の発育、母乳分泌に影響を与えます。お母さん自身が禁煙、禁酒に努めるだけでなく、周囲の人にも協力を求めましょう。</li> <li>●お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、周囲のあたたかいサポートから お母さんと赤ちゃんのからだと心のゆとりは、家族や地域の方など周りの人々の支えから生まれます。不安や負担感を感じたときは一人で悩まず、家族や友人、地域の保健師など専門職に相談しましょう。</li> </ul> <p>[厚生労働省：妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針，2021より引用]</p>

頁	該当箇所	訂正前	訂正後																																	
182	下から4行目	第三次食育推進基本計画を示す	第四次食育推進基本計画を示す																																	
183	表 9-C-1	〔差し替え〕	<p style="text-align: center;"><b>表 9-C-1 学校の食育に関連する法規</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>関連法規名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004(平成 16)年</td> <td>学校教育法改正</td> <td>栄養教諭制度が創設された。</td> </tr> <tr> <td>2005(平成 17)年</td> <td>食育基本法制定</td> <td>食育を総合的、計画的に推進するために制定された。</td> </tr> <tr> <td>2006(平成 18)年 ～ 2010(平成 22)年</td> <td>第一次食育推進基本計画</td> <td>食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標を定められた。</td> </tr> <tr> <td>2008(平成 20)年</td> <td>学校給食法改正 学習指導要領改訂</td> <td>学校給食の目的に「食育」が加わった。 学校における食育の推進が明記された。</td> </tr> <tr> <td>2010(平成 22)年</td> <td>食に関する指導の手引―第一次改訂版―</td> <td>2008(平成 20)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。</td> </tr> <tr> <td>2011(平成 23)年 ～ 2015(平成 27)年</td> <td>第二次食育推進基本計画</td> <td>「周知から実践へ」を概念に、3つの重点課題が掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>2016(平成 28)年 ～ 2020(令和 2)年</td> <td>第三次食育推進基本計画</td> <td>これまでの取り組みによる成果や社会環境の変化による新たな課題をふまえ、5つの重点課題が掲げられた。</td> </tr> <tr> <td>2017(平成 29)年</td> <td>学習指導要領改訂</td> <td>2008(平成 20)年に引き続き、学校において食育を推進するよう明記された。</td> </tr> <tr> <td>2019(平成 31)年</td> <td>食に関する指導の手引―第二次改訂版―</td> <td>2017(平成 29)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。</td> </tr> <tr> <td>2021(令和 3)年 ～ 2025(令和 7)年</td> <td>第四次食育推進基本計画</td> <td>「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として策定された。</td> </tr> </tbody> </table>		関連法規名	内容	2004(平成 16)年	学校教育法改正	栄養教諭制度が創設された。	2005(平成 17)年	食育基本法制定	食育を総合的、計画的に推進するために制定された。	2006(平成 18)年 ～ 2010(平成 22)年	第一次食育推進基本計画	食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標を定められた。	2008(平成 20)年	学校給食法改正 学習指導要領改訂	学校給食の目的に「食育」が加わった。 学校における食育の推進が明記された。	2010(平成 22)年	食に関する指導の手引―第一次改訂版―	2008(平成 20)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。	2011(平成 23)年 ～ 2015(平成 27)年	第二次食育推進基本計画	「周知から実践へ」を概念に、3つの重点課題が掲げられた。	2016(平成 28)年 ～ 2020(令和 2)年	第三次食育推進基本計画	これまでの取り組みによる成果や社会環境の変化による新たな課題をふまえ、5つの重点課題が掲げられた。	2017(平成 29)年	学習指導要領改訂	2008(平成 20)年に引き続き、学校において食育を推進するよう明記された。	2019(平成 31)年	食に関する指導の手引―第二次改訂版―	2017(平成 29)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。	2021(令和 3)年 ～ 2025(令和 7)年	第四次食育推進基本計画	「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として策定された。
	関連法規名	内容																																		
2004(平成 16)年	学校教育法改正	栄養教諭制度が創設された。																																		
2005(平成 17)年	食育基本法制定	食育を総合的、計画的に推進するために制定された。																																		
2006(平成 18)年 ～ 2010(平成 22)年	第一次食育推進基本計画	食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標を定められた。																																		
2008(平成 20)年	学校給食法改正 学習指導要領改訂	学校給食の目的に「食育」が加わった。 学校における食育の推進が明記された。																																		
2010(平成 22)年	食に関する指導の手引―第一次改訂版―	2008(平成 20)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。																																		
2011(平成 23)年 ～ 2015(平成 27)年	第二次食育推進基本計画	「周知から実践へ」を概念に、3つの重点課題が掲げられた。																																		
2016(平成 28)年 ～ 2020(令和 2)年	第三次食育推進基本計画	これまでの取り組みによる成果や社会環境の変化による新たな課題をふまえ、5つの重点課題が掲げられた。																																		
2017(平成 29)年	学習指導要領改訂	2008(平成 20)年に引き続き、学校において食育を推進するよう明記された。																																		
2019(平成 31)年	食に関する指導の手引―第二次改訂版―	2017(平成 29)年の学習指導要領の改訂に合わせて作成された。																																		
2021(令和 3)年 ～ 2025(令和 7)年	第四次食育推進基本計画	「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として策定された。																																		

頁	該当箇所	訂正前	訂正後
184	表 9-C-3	〔差し替え〕	<p style="text-align: center;"><b>表 9-C-3 第四次食育推進基本計画〔2021（令和3）年3月決定〕—抜粋— （令和3～7年度の5年間の計画）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>食育の推進に関する施策についての基本的な方針：重点事項</b></p> <p>(1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進  (2)持続可能な食を支える食育の推進  (3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進</p> <p><b>食育の推進に当たっての目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(週9.6回→週11回以上)</li> <li>●朝食を欠食する国民を減らす 朝食を欠食する子供の割合〔4.6%(令和元年度)→0%〕</li> <li>●学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数〔月9.1回(令和元年度)→月12回以上〕 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合(90%以上) 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合(90%以上)</li> </ul> <p><b>学校、保育所等における食育の推進：取り組むべき施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食に関する指導の充実 栄養教諭の全国配置の促進、学校教育活動全体での食育の推進、食に関する指導時間の確保、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会 等</li> <li>●学校給食の充実 「生きた教材」としての活用、学校給食での地場産物の活用の推進、米飯給食の一層の普及・定着 等</li> <li>●食育を通じた健康状態の改善等の推進 やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及健康課題を有する子どもに対する個別的な相談指導</li> <li>●就学前の子供に対する食育の推進 保育所保育指針に基づいた保育の一環としての食育の推進 等</li> </ul> </div> <p>〔厚生労働省：第4次食育推進基本計画，2021より引用〕  注)食育の推進に当たっての目標値は24項目のうち子どもの食育に関係が深いもののみ掲載</p>

212	下から3 ～1行目	そこで、第三次食育推進基本計画では、重点課題の1つに「多様な暮らしに対応した食育の推進」を掲げ、共食などの地域の食育の環を広げて、人々の健全な食生活の実現を目指している。	さらに、 <u>新型コロナウイルス感染症の流行下において、暮らし向きを悲観する声も多い。また、外出自粛や食事中的会話の制限により共食の機会が減少している。一方で、在宅時間の増加により、自炊が増え、食生活を見つめ直す良い機会ともなっている。</u> そこで、第四次食育推進基本計画では、「新たな日常」において <u>着実に食育を推進していくために、デジタル化に対応した食育の推進を、横断的な視点での目標として掲げている。</u>
-----	--------------	---	---

2022年3月24日  
株式会社南江堂